



Title	法治国家原理と生存権の保障
Author(s)	蕭, 淑芬
Citation	大阪大学, 1998, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40521
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 蕭 淑 芬
 博士の専攻分野の名称 博 士 (法 学)
 学 位 記 番 号 第 13607 号
 学 位 授 与 年 月 日 平成10年3月25日
 学 位 授 与 の 要 件 学位規則第4条第1項該当
 法学研究科公法学専攻
 学 位 論 文 名 法治国家原理と生存権の保障

論 文 審 査 委 員 (主査)
 教 授 松井 茂記
 (副査)
 教 授 中山 勲 教 授 村上 武則

論 文 内 容 の 要 旨

日本国憲法二五条一項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めている。条文上では、「権利」であると明確に定められているにもかかわらず、生存権の法的性格については、従来さまざまな議論が行われてきた。これに対して、実際の生存権に関わる訴訟事件においては、生存権の内容の確認を求める事案が多かった。論理的には、それは実体的な生存権保障に関わる問題であると思われる。学説の中で、実体的な生存権保障の実現に関しては、それは立法府の裁量事項であり、立法裁量が著しく合理性を欠くことが明らかでない限り、裁判所での救済を得られないと主張する学説がある。これに対して、生存権を権利として保障する明文の規定がある以上、生存権が侵害されれば、裁判所による救済を受けることができなければならないだけでなく、人間としての「最低限度の生活」に関わる生存権の部分に対して、より厳格な基準で違憲審査をすべきと主張する学説もある。従って、いま、実体的な生存権に関する議論は、すでに抽象的生存権の法的性格の議論から、実際の裁判での違憲審査における審査基準へと移り変わってきた。また、行政手続法の制定に伴い、生存権の実現に関する手続的デュー・プロセスの権利保障も注目されるようになってきた。

従って、本論文は、法治国家原理と生存権の保障という枠組において、三つの国家権力による実体的および手続的生存権の実現のあり方を検討する。まず、法治主義のもとで、生存権の実現にあたって、何が行政府の役割なのかを明らかにする。そして、行政府の役割をもっと活性化するための法的システムを探る。つぎに、立法府および生存権の実現に関しては、立法府の生存権保障機関としての積極的な性格を明らかにする一方、生存権に関わる立法不作為の違憲審査訴訟のあり方を探る。そして、最後に、生存権規定が裁判的規範であることを前提として、生存権に関わる訴訟に適切な違憲審査・判断基準を検討する。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、日本国憲法25条が保障する生存権を、法治国家原理という日本国憲法の基本原理に照らして問題としたものである。すなわち、生存権が権利として憲法上保障されているが、それが実際にどのように、またどの程度確保されているのかを、行政府、立法府、司法府のそれぞれとの関係で分析検討したものである。そして行政府との関係

では、生存権を保障するために制定されている生活保護法に行政手続上の不備があることを問題とし、立法府との関係では行政府の裁量を十分統制し健康で文化的な最低限度の生活を確保しえていない点を問題とし、司法府との関係では司法府が立法裁量を尊重して生存権を必ずしも積極的に保護していない点を問題としている。日本の生存権保障の現状について、憲法の視点から包括的に分析したもので、判例や学説も丹念にひろい、非常に優れた内容である。よって、十分博士号授与に値するものと判断した。